

平成 19 年 6 月 29 日
総務部長決定
改正 平成 19 年 10 月 15 日
平成 22 年 10 月 1 日

豊島区総合評価競争入札推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 この要綱は、総合評価競争入札による契約締結に関連した事項を審議するため、豊島区総合評価競争入札推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 契約の入札方法について、総合評価競争入札で行うことの適否に関すること。
- (2) 評価項目の選定及び評価基準の設定に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、総合評価競争入札推進に関し必要と認めたこと。

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区職員

2 学識経験者は 4 名以内とし、区長が委嘱する。

3 区職員は、別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者のうちから区長が指名する者とする。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(定足数)

第 7 条 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の運営は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

(意見聴取)

第 8 条 委員会は、委員が委員会に出席できないことが予め明らかな場合において、当該出席できない委員の意見を聴取する必要がある場合には、事前に意見聴取を行うことができる。

2 前項の意見聴取の実施についての判断は、委員長が決定するものとする。

3 意見聴取は、委員会開催前に文書により行うものとする。

(報告)

第 9 条 委員会は、所掌事項について検討した結果を豊島区入札・契約制度検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会が定める

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、この要綱施行前に行われた委員からの意見聴取については、この要綱により行われたものとみなす。

職 名

総務部長

施設管理部長

都市整備部長

土木部長

総務部契約課長

(1) 工事・設計委託等委員

施設管理部施設課長

土木部道路整備課長

土木部公園緑地課長

(2) 物品、業務委託等委員

総務部総務課長

子ども家庭部子ども課長

教育委員会事務局教育総務部学校運営課長